

第9期における各作業部会での審議状況について (平成29年1月以降の動き)

○共同利用・共同研究拠点及び国際共同利用・共同研究拠点に関する作業部会

・平成30年度の共同利用・共同研究拠点の認定審査

(公私立)平成29年12月～平成30年3月にかけて書面・ヒアリング審査等を実施し、新たに2拠点の認定を決定。(別添資料1(P.3～))

・平成31年度の共同利用・共同研究拠点の認定審査

(国立)平成29年12月～平成30年3月にかけて書面・ヒアリング審査を実施し、新たに2拠点の認定を決定する予定。
(別添資料2(P.6～))

・共同利用・共同研究拠点の中間評価

本作業部会の下に、専門委員会を設置・活用しつつ実施。

(別添資料3(P.10～))

(国立)平成30年2月に評価要項及び評価調書を決定。専門委員会において、6月から7月にかけて書面・ヒアリング審査を行い、8月中に評価結果を決定する予定。

(公私立)平成26年度認定の8拠点について、書面・ヒアリング審査を行い、平成29年9月に評価結果を決定。今後、平成27年度認定の3拠点についても、中間評価を実施し、8月中に評価結果を決定。

・国際共同利用・共同研究拠点の認定審査

本作業部会の下に、専門委員会を設置・活用しつつ実施。

(別添資料4(P.11～))

(国立)平成30年5月に省令・告示を改正するとともに、新規認定に関する要項等を決定し、現在、公募中。専門委員会において、6月から7月にかけて書面審査、本作業部会において、8月から9月にかけて書面審査、ヒアリング審査を行い、9月中に認定候補を決定。

(公私立)平成31年度4月からの事業の開始に向けて検討中。

○国立大学法人運営費交付金等(学術研究関係)に関する作業部会

・概算要求事項の調整について

平成29年7～10月に、平成30年度概算要求に係る評価の方針を策定し、各大学等からの要求事項の調整及び取組の進捗状況の評価を実施。

今後、関連する作業部会での検討状況にも留意し、平成31年度概算要求に関して検討する予定。

○学術研究の大型プロジェクトに関する作業部会（別添資料5（P.22～））

・「ロードマップ」策定の今後の進め方

次期「ロードマップ」策定に当たり、日本学術会議の「マスタープラン」を、その目的等の違いを前提としつつ、参考資料として活用するに向け、「ロードマップ」策定の今後の進め方について検討。

・「大規模学術フロンティア促進事業」の進捗管理の徹底

本事業においてプロジェクトを推進する上での基礎となる年次計画について、「学術研究の大型プロジェクトの推進方策に関する改善の方向性」（平成30年5月本作業部会改訂）や財政環境等を適切に反映するよう変更するに向け、その具体的な進め方を整理。

○平成30年度に新たに認定された公私立大学の共同利用・共同研究拠点の概要

大学・研究施設名	公私	共同利用・共同研究拠点名	代表者	研究分野	認定期間	共同利用・共同研究拠点の概要
横浜市立大学先端医科学研究センター	公	マルチオミックスによる遺伝子発現制御の先端的医学共同研究拠点	折館 伸彦	医学・生物系	平成30年4月1日～平成36年3月31日	横浜市立大学が整備・蓄積してきた遺伝子発現制御研究に資する各種オミックスやバイオインフォマティクスの解析設備と技術を他大学・研究所・企業に開くことで、日本有数の医学共同利用・共同研究拠点を形成する。
早稲田大学各務記念材料技術研究所	私	環境整合材料基盤技術共同研究拠点	小山 泰正	環境整合構造材料、環境整合機能性材料、環境整合材料物性、環境整合材料の設計評価	平成30年4月1日～平成36年3月31日	1938年の材料技術研究所開設以来積み上げてきた材料技術開発における情報・ノウハウやネットワークを、新たに生まれ変わる「環境整合材料分野」に特化した研究所へ集約して、環境に整合した社会の構築に寄与することに特化した研究拠点となることを目的とする。

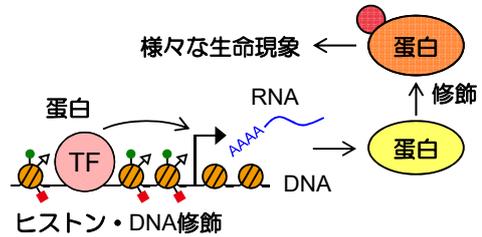
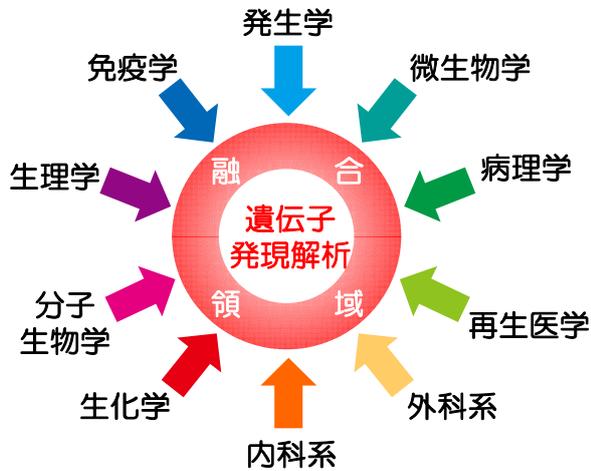
【平成30年度の共同利用・共同研究拠点の認定に係るスケジュールについて】

- ・平成29年10月30日に公募を開始し、11月24日～11月30日まで申請を受付。8研究施設からの申請があった。
- ・平成29年12月～平成30年2月にかけて特色ある共同利用・共同研究拠点に関する専門委員会において、書面・ヒアリング審議を行い、2研究施設を共同利用・共同研究拠点の認定候補とすることを決定。
- ・平成30年4月1日に文部科学大臣による共同利用・共同研究拠点としての認定を決定。

本拠点「マルチオミックスによる 遺伝子発現制御の先端的医学共同研究拠点」の目的

遺伝子発現制御は、あらゆる医学
研究分野において重要

遺伝子発現に関する研究には
あらゆるオミックス解析が集結



- プロテオミクス
- ゲノミクス
- エピゲノミクス
- トランスクリプトミクス、など

本学先端医科学研究センターが整備・蓄積してきた**遺伝子発現制御研究に資する各種オミックスやバイオインフォマティクスの解析設備と技術**を他大学・研究所・企業に開くことで、日本有数の医学共同利用・共同研究拠点を形成する

横浜市立大学先端医科学研究センターについて

基礎研究の成果を医療の現場へ橋渡しする**トランスレーショナルリサーチ**を推進する大学直属の研究所として、横浜市立大学学則第1章第9条にその設置が定められている



共同研究支援部門の概要

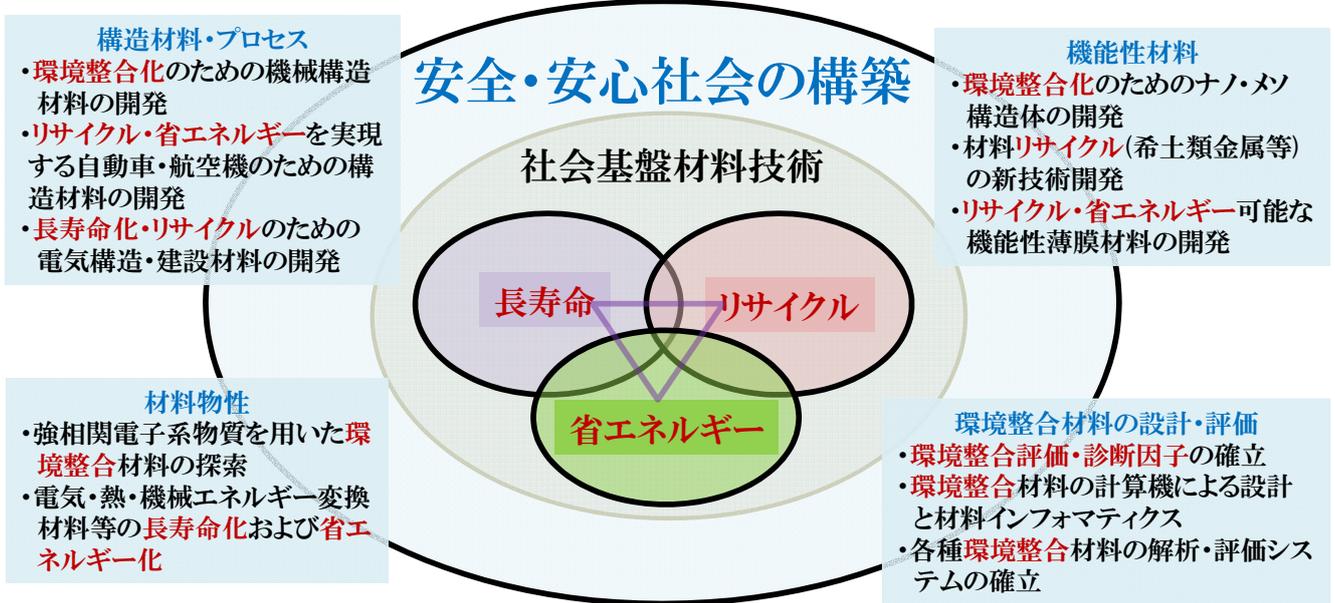
<p>・プロテオーム解析センター</p> <p>タンパク質レベルでの解析を行い、診断マーカーや創薬標的分子を検出</p>
<p>・ゲノム解析センター</p> <p>遺伝子レベルでの解析を行い、遺伝性の難病に関する医療を推進</p>
<p>・セローム解析センター</p> <p>細胞レベルでの解析を行い、再生医療や新規抗がん剤を開発</p>
<p>・疾患モデル解析センター</p> <p>疾患モデル動物の実験を行い、モデル動物の行動や細胞を解析</p>
<p>・バイオインフォマティクス解析室</p>
<p>・トランスレーショナルリサーチ推進室</p>
<p>・バイオバンク室</p>

教員(兼任 15名・専任3名)、事務員 32名、URA 3名、コーディネーター3名、研究員など74名 計130人

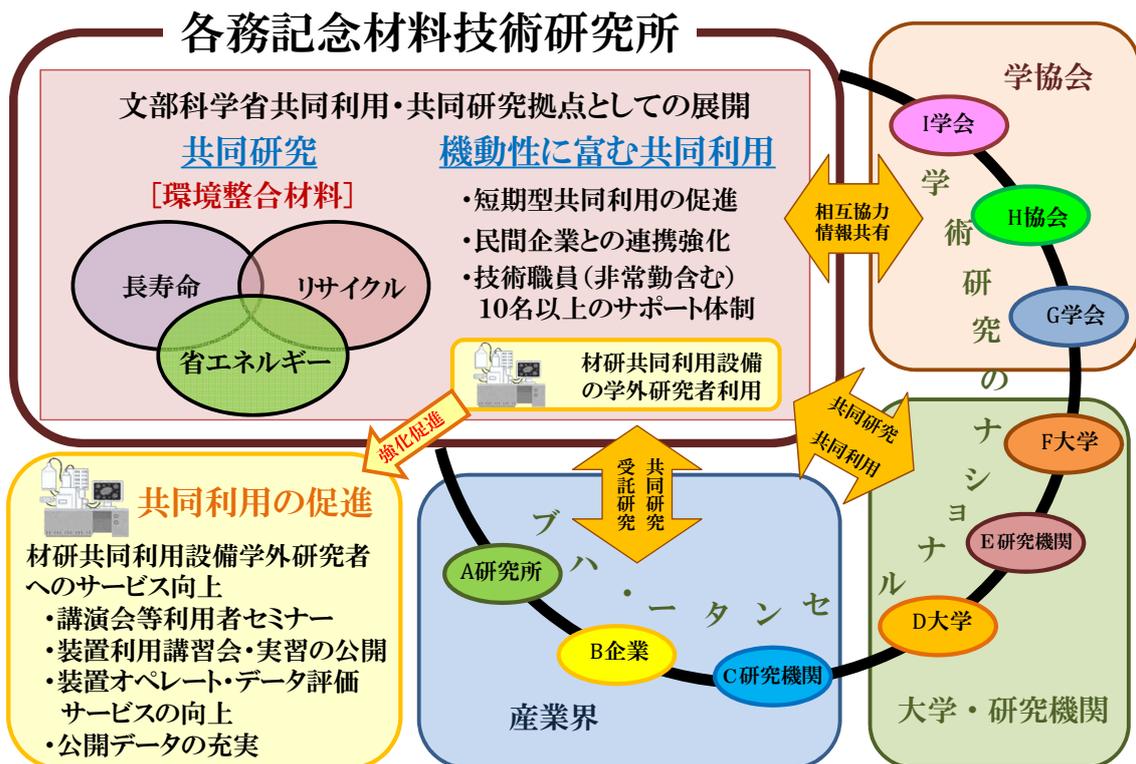
環境整合材料基盤技術共同研究拠点

高性能・高機能な実用材料を安全・安心な社会基盤材料へ

材料と環境の調和・融和 環境整合材料



環境整合材料基盤技術共同研究拠点



環境整合材料に関するナショナルセンター・ハブ的機能の構築

○平成31年度に新たに認定された国立大学の共同利用・共同研究拠点の概要

大学・研究施設名	共同利用・共同研究拠点名	代表者	研究分野	認定期間	共同利用・共同研究拠点の概要
名古屋大学 低温プラズマ科学研究センター	低温プラズマ科学研究拠点	堀 勝	プラズマエレクトロニクス	平成31年4月1日 ～ 平成34年3月31日	本拠点の目的は、名古屋大学が誇る半世紀に及ぶプラズマ研究の英知と人的・物的資源を基盤として、学内外・国内外の研究者との低温プラズマ科学に関する共同利用・共同研究を推進し、有機的連携の司令塔として、多様な学際領域の境界を破り融合することによって「プラズマ科学」を発展させ、産業を通じて人類の持続的発展に貢献することである。
○筑波大学 アイソトープ環境動態研究センター 福島大学 環境放射能研究所 弘前大学 被ばく医療総合研究所 日本原子力研究開発機構 福島環境安全センター 量子科学技術研究開発機構 放射線医学総合研究所福島再生支援本部 国立環境研究所 福島支部	放射能環境動態・影響評価ネットワーク共同研究拠点	恩田 裕一	環境動態解析学	平成31年4月1日 ～ 平成34年3月31日	主に放射性物質の動態解明及び移行モデリングを通じて、長期的な汚染状況の予測と被ばく線量低減に資することを目的とする。また、地球環境科学に放射化学や放射線影響学、原子力学を加えた分野横断的な共同研究を推進することにより、放射性物質を物質循環のトレーサとして用いた新しい環境動態研究分野の創出を目指す。

○：中核機関

【平成31年度の共同利用・共同研究拠点の認定に係るスケジュールについて】

- ・平成29年10月27日に公募を開始し、11月24日～12月7日まで申請を受付。20研究施設からの申請があった。
- ・平成29年12月～平成30年2月にかけて共同利用・共同研究及び国際共同利用・共同研究拠点に関する作業部会において、書面・ヒアリング審議を行い、2研究施設を共同利用・共同研究拠点の認定候補とすることを決定。
- ・近日中に文部科学大臣による共同利用・共同研究拠点の認定を決定する予定。

【共同利用・共同研究拠点】
低温プラズマ科学研究拠点の設置趣旨

■ プラズマ

- ・大規模集積回路、センサ、光・量子デバイス、素材・ナノテクノロジー、ロボット、自動車、宇宙航空などのほぼ全ての産業を根底から支えている、我が国のものづくりの生命線を担う最重要科学技術分野。
- ・低温プラズマを用いたナノプロセス技術領域（超低消費電力大規模集積回路に代表される電子デバイスや新機能素材、太陽電池、燃料電池など）において世界最高峰の研究の推進。
- ・医療、農水産においてもプラズマバイオテクノロジーの勃興とライフイノベーションの創出。

■ 名古屋大学

- ・プラズマ研究所(1961年設置、現「核融合科学研究所」)から継続されたプラズマ科学、特に低温プラズマ研究で世界を牽引。
- ・2003年度から地域と連携して進めた10年間の文部科学省の知的クラスター創成事業・スーパークラスター事業において発展。
- ・プラズマナノ工学研究センター及びプラズマ医療科学国際イノベーションセンターの設置。
- ・多くの研究教育と国際共同研究の実績と、半世紀にわたって蓄積された膨大な知見。
- ・多くの大型事業で開発した低温プラズマ装置の集約、低温プラズマに関する基礎研究から社会実装のためのシステム技術までを一貫して俯瞰し、独自開発した世界唯一の装置などを「名古屋大学プラズマ科学プラットフォーム」として2015年に整備（115台を超える世界一のインフラを共同利用機器として提供可能）。

■ 「低温プラズマ科学研究センター(仮称)」の設置

- 低温プラズマ研究における2つのセンターの統合、プラズマ科学プラットフォームの活用
- ・世界をリードする新しい共同利用・共同研究の拠点の形成・インフラを共同利用に提供
 - ・世界中の知恵、人、モノが循環するシステムの構築
 - ・新たな分野（医療・バイオ等）の開拓、学術的な融合、低温プラズマ科学の深化
 - ・科学に基づいたグローバルイノベーションの創出
 - ・大学院生を含む若手研究者だけではなく、産業界の技術者・研究者の人材育成

1

低温プラズマ科学研究拠点

【平成31年度認可に向けた申請】



統合・融合し、新組織設置

名古屋大学「低温プラズマ科学研究センター(仮称)」設置

平成31年4月予定

自然科学研究機構、大学等と協同する**単独型の拠点形成**



名古屋大学プラズマ科学プラットフォーム

東京大学、東北大学
九州大学、名城大学

自然科学研究機構
研究所

研究部門

研究者コミュニティ

コンソーシアム

自治体

◆低温プラズマ科学の共同研究体制の推進◆

- ・世界唯一の計測装置を含むプラズマ科学プラットフォームを活用した共同研究の推進
- ・国際的な人材育成の推進 ・低温プラズマ科学研究の深化
- ・世界に先駆けた農業、医療などの新産業分野の開拓



低温プラズマ科学による持続可能な地球（環境）の実現



放射能環境動態・影響評価ネットワーク共同研究拠点

(Environmental Radioactivity Research Network Center)



現状と課題

福島第一原子力発電所事故による放射性物質の拡散は、大気・陸域・海洋の環境および生物すべてに影響を及ぼす極めて深刻かつ長期的な問題である。人体影響については、広島・長崎・県立医大で拠点化済みであるが、環境影響については、**検証すべき事項の複雑さから、未だその全容把握には至っていない。**

拠点形成の必要性

様々な大学、学会、研究機関、省庁が原発事故後の環境影響や動態評価を行ってきたが、多岐にわたる分野間の連携は必ずしも緊密ではなく、今後のさらなる研究発展のためには、**多分野にわたる研究機関が有機的に連携したネットワーク拠点の構築が必要。**我が国のアカデミアの窓口を構築するのは国際的な責務。

拠点の目的

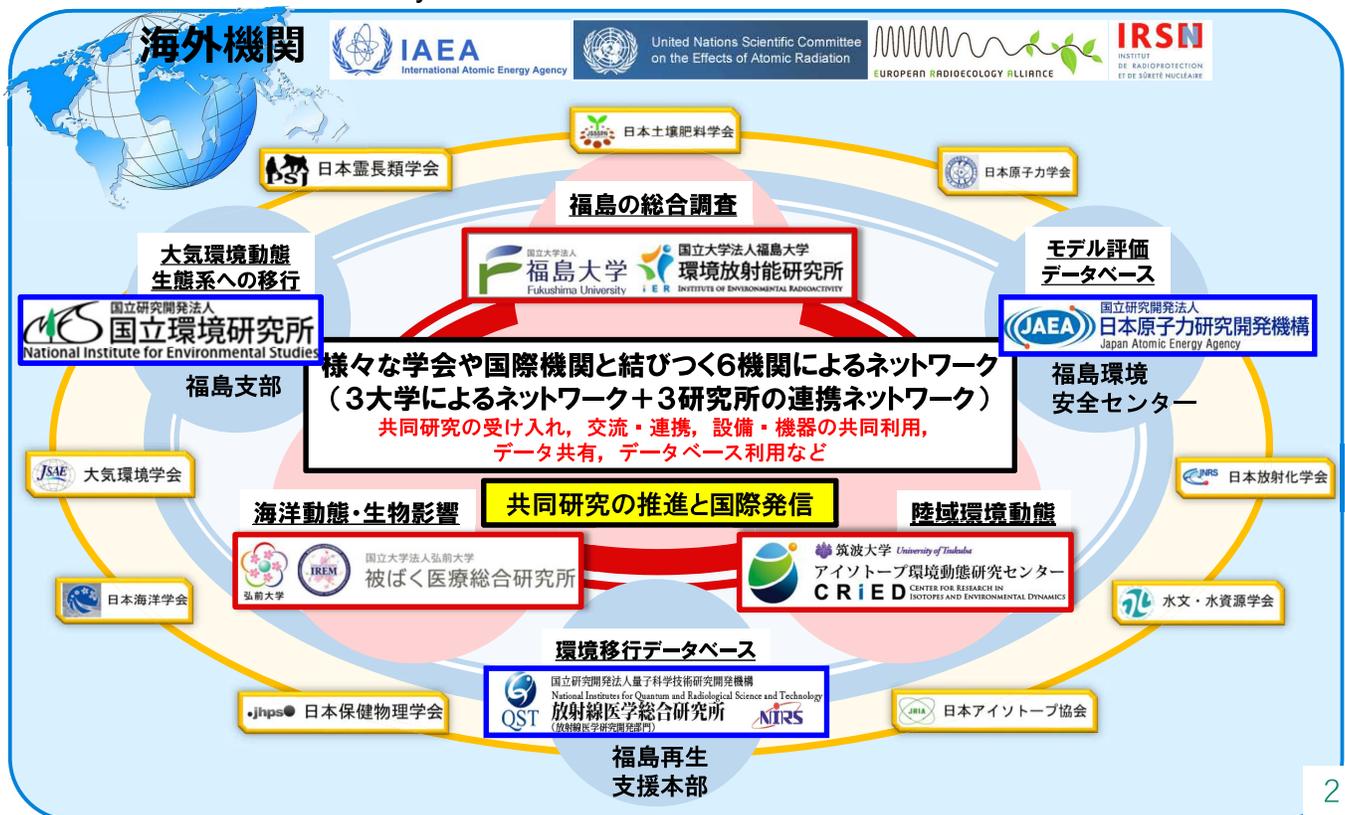
異なる研究者コミュニティを代表する6機関が共同し、放射能環境動態に関する先端的かつ融合的なネットワーク拠点を確立する。特に、環境中での放射性物質の拡散・輸送・沈着・移行過程の実態とメカニズムを解明するとともに、それに基づく放射性物質の移動と被ばく線量の将来予測を行い、成果を国際発信する。

拠点形成後の展開

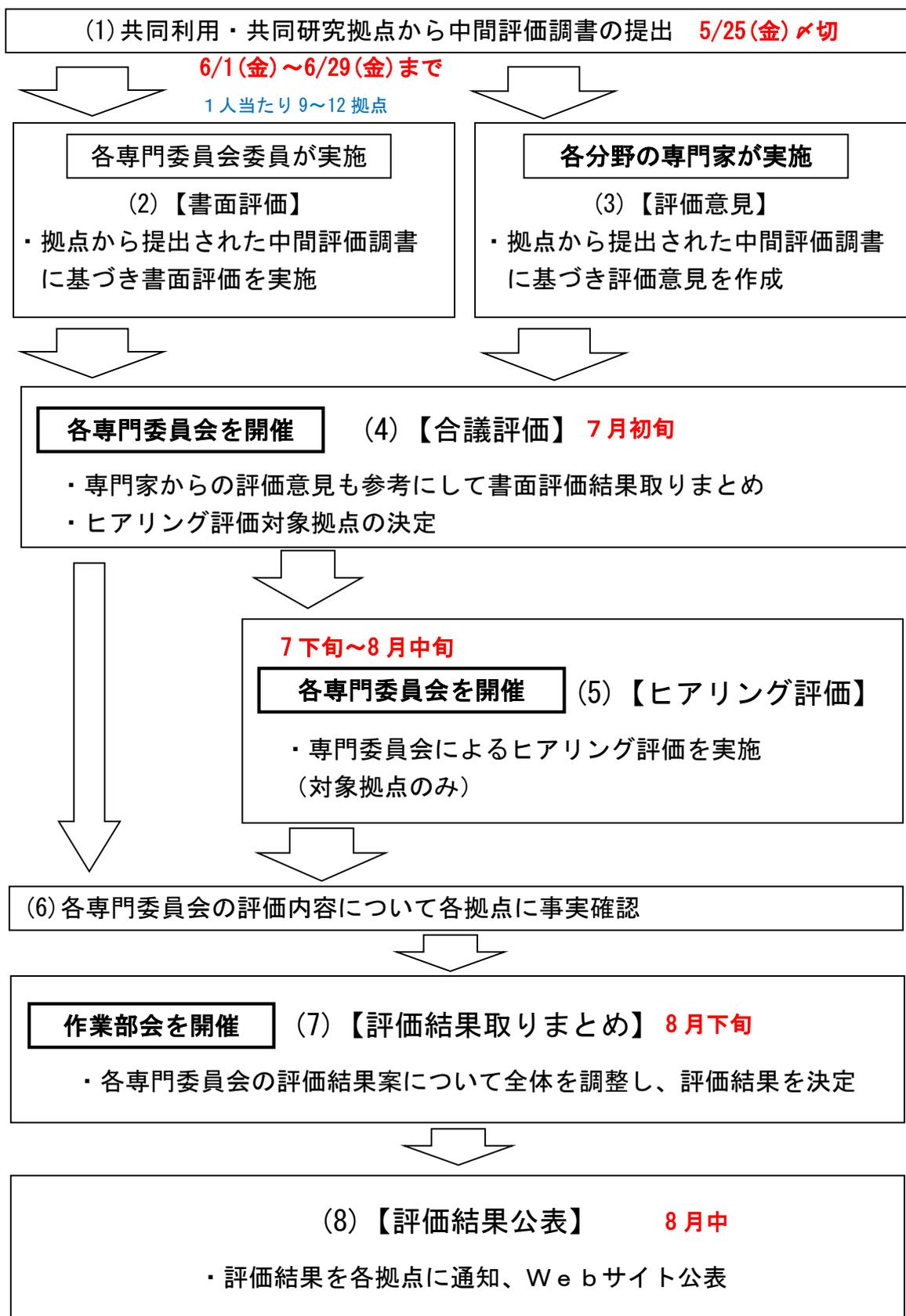
本ネットワークを拠点として、放射能環境動態・影響評価に関する分野横断的な共同研究を国内外でより一層推進し、**研究者コミュニティを融合・拡大した世界最高峰の研究・教育拠点を創出する。**復興へ向けた課題解決のみならず、放射性物質をトレーサとした物質循環研究等の新たな研究分野創出への展開を目指す。

放射能環境動態・影響評価ネットワーク共同研究拠点

(Environmental Radioactivity Research Network Center)

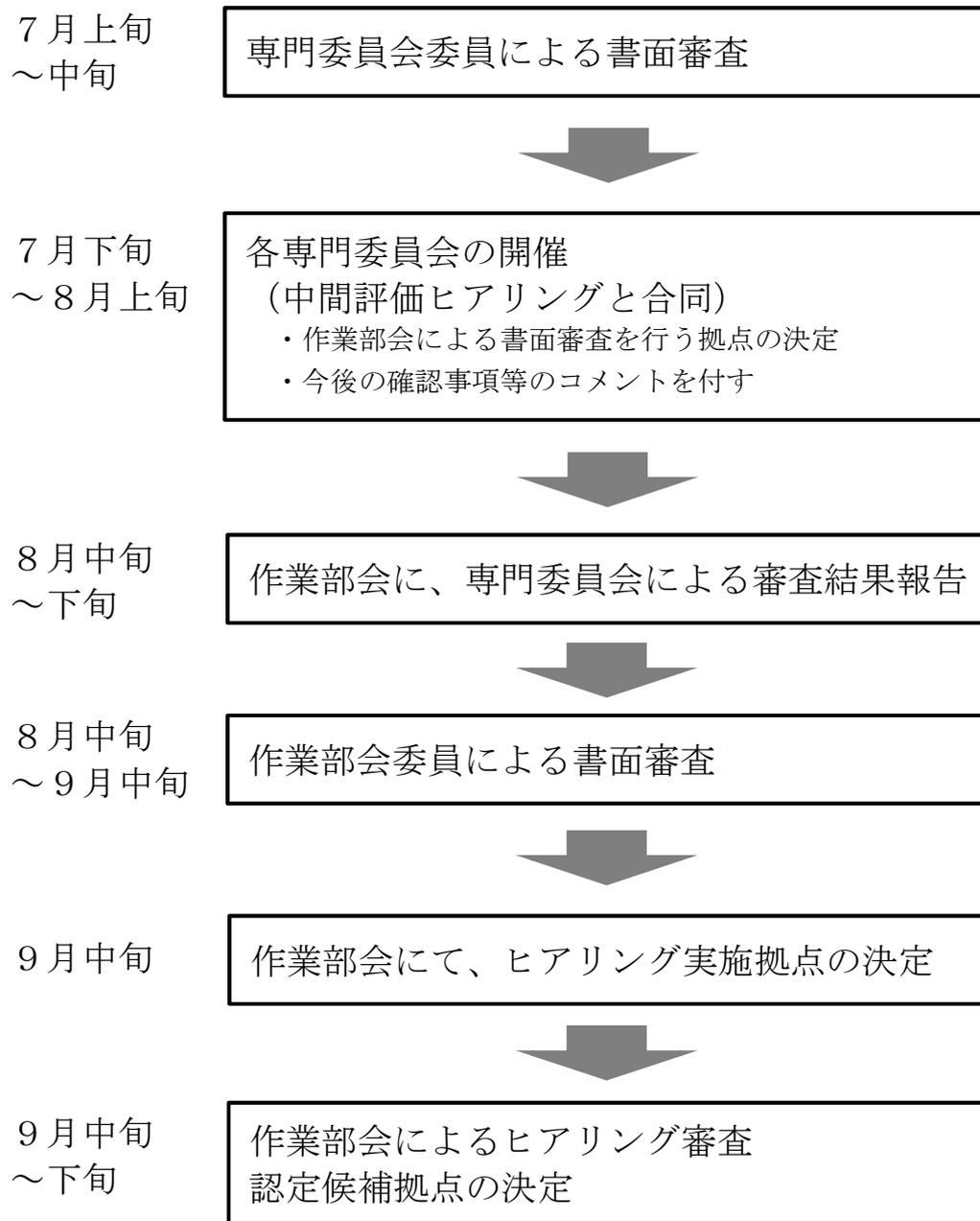


共同利用・共同研究拠点の中間評価の進め方



※評価の進め方の詳細については、作業部会主査と相談の上、進めていくこととする。

国際共同利用・共同研究拠点の認定審査の進め方について



※ 評価の進め方の詳細については、作業部会主査に相談の上進めることとする。

改正後	改正前
<p>第四百十三条の三 大学には、学校教育法第九十六条の規定により大学に附置される研究施設として、大学の教員その他の者で当該研究施設の目的たる研究と同一の分野の研究に従事する者に利用させるものを置くことができる。</p> <p>2 前項の研究施設のうち学術研究の発展に特に資するものは、共同利用・共同研究拠点として文部科学大臣の認定を受けることができる。</p> <p>3 第一項の研究施設のうち学術研究の発展に特に資するものであつて国際的な研究活動の中核としての機能を備えたものは、国際共同利用・共同研究拠点として文部科学大臣の認定を受けることができる。</p> <p>4 第二項の認定と前項の認定は、重ねて受けることができな</p>	<p>第四百十三条の三 大学には、学校教育法第九十六条の規定により大学に附置される研究施設として、大学の教員その他の者で当該研究施設の目的たる研究と同一の分野の研究に従事する者に利用させるものを置くことができる。</p> <p>2 前項の研究施設のうち学術研究の発展に特に資するものは、共同利用・共同研究拠点として文部科学大臣の認定を受けることができる。</p>

改正後	改正前
<p>共同利用・共同研究拠点及び国際共同利用・共同研究拠点の認定等に関する規程</p> <p>(趣旨)</p> <p>第一条 学校教育法施行規則第四百三十三条の三第二項の規定に基づく共同利用・共同研究拠点及び同条第三項の規定に基づく国際共同利用・共同研究拠点の認定その他の共同利用・共同研究拠点及び国際共同利用・共同研究拠点に関する事項については、この規程の定めるところによる。</p> <p>(定義)</p> <p>第二条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 申請施設 共同利用・共同研究拠点又は国際共同利用・共同研究拠点の認定を受けようとする研究施設をいう。</p> <p>二 三 [略]</p> <p>四 連携施設 申請施設と連携して共同利用・共同研究を行うことにより、共同利用・共同研究拠点又は国際共同利用・共同研究拠点の運営に必要な協力をを行う研究施設（国内に置かれたものに限る、大学に置かれたものを除く。）</p> <p>(認定の基準)</p> <p>第三条 共同利用・共同研究拠点の認定の基準は次のとおりとする。</p> <p>一 [略]</p> <p>二 申請施設が、研究実績、研究水準、研究環境、研究者の在</p>	<p>共同利用・共同研究拠点の認定等に関する規程</p> <p>(趣旨)</p> <p>第一条 学校教育法施行規則第四百三十三条の三第二項の規定に基づく共同利用・共同研究拠点（以下「拠点」という。）の認定その他の拠点に関する事項については、この規程の定めるところによる。</p> <p>(定義)</p> <p>第二条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 申請施設 拠点の認定を受けようとする研究施設をいう。</p> <p>二 三 [略]</p> <p>四 連携施設 申請施設と連携して共同利用・共同研究を行うことにより、拠点の運営に必要な協力をを行う研究施設（国内に置かれたものに限る、大学に置かれたものを除く。）</p> <p>(認定の基準)</p> <p>第三条 拠点の認定の基準は次のとおりとする。</p> <p>一 [略]</p> <p>二 申請施設が、研究実績、研究水準、研究環境等に照らし、</p>

籍状況等に照らし、当該申請施設の目的たる研究の分野における中核的な研究施設であると認められること。

三 共同利用・共同研究に必要な施設、設備、資料、データベース等を備えていること。

四 六 「略」

七 全国の関連研究者に対し、共同利用・共同研究への参加の方法、利用可能な施設、設備、資料、データベース等の状況、申請施設における研究の成果その他の共同利用・共同研究への参加に関する情報の提供を広く行っていること。

八 「略」

九 多数の関連研究者から申請施設を共同利用・共同研究拠点として認定するよう要請があること。

2| 国際共同利用・共同研究拠点の認定の基準は次のとおりとする。

一 申請施設が、大学の学則その他これに準ずるものに記載されていること。

二 申請施設が、研究実績、研究水準、研究環境、研究者の在籍状況等に照らし、当該申請施設の目的たる研究の分野において、国際的に中核的な研究施設であると認められること。

三 共同利用・共同研究に必要な施設、設備、資料、データベース等を備えており、これらが、国際的な水準に照らし、質の高いものと認められること。

四 共同利用・共同研究の実施に関する重要事項であつて、申請施設の長が必要と認めるものについて、当該申請施設の長の諮問に応じる機関として、次に掲げる委員で組織する運営委員会等を置き、イの委員の数が運営委員会等の委員の総数の二分の一以下であること。

イ 当該申請施設を置く大学の職員

ロ 関連研究者

当該申請施設の目的たる研究の分野における中核的な研究施設であると認められること。

三 共同利用・共同研究に必要な施設、設備及び資料等を備えていること。

四 六 「略」

七 全国の関連研究者に対し、共同利用・共同研究への参加の方法、利用可能な施設、設備及び資料等の状況、申請施設における研究の成果その他の共同利用・共同研究への参加に関する情報の提供を広く行っていること。

八 「略」

九 多数の関連研究者から申請施設を拠点として認定するよう要請があること。

ハ その他当該申請施設の長が必要と認める者

五 当該申請施設の目的たる研究の分野の国際的な動向を把握し、運営に反映するために必要な体制を整備していること。

六 共同利用・共同研究の課題等を広く国内外の関連研究者から募集し、関連研究者その他の申請施設を置く大学の職員以外の者の委員の数が委員の総数の二分の一以上である組織の議を経て採択を行っていること。

七 共同利用・共同研究に参加する国内外の関連研究者に対し、申請施設の利用に関する技術的支援、必要な情報の提供その他の支援を行うために必要な体制を整備していること。

八 国内外の関連研究者に対し、共同利用・共同研究への参加の方法、利用可能な施設、設備、資料、データベース等の状況、申請施設における研究の成果その他の共同利用・共同研究への参加に関する情報の提供を広く行っていること。

九 共同利用・共同研究に国内外から多数の関連研究者が参加することが見込まれること。

十 国内外の多数の関連研究者から申請施設を国際共同利用・共同研究拠点として認定するよう要請があること。

十一 将来の国際的な研究ネットワークの核となる若手研究者の育成に積極的に取り組んでいること。

3 | 連携施設がある場合は、第一項各号又は前項各号に係る当該連携施設の状況を併せて考慮するものとする。

(認定の申請)

第四条 申請施設を置く大学の学長は、申請書に次に掲げる書類を添えて、文部科学大臣に申請するものとする。

一 共同利用・共同研究拠点又は国際共同利用・共同研究拠点の認定を受ける趣旨及び必要性を説明する書類

二 〃八 [略]

2 | 連携施設がある場合は、前項各号に係る当該連携施設の状況を併せて考慮するものとする。

(認定の申請)

第四条 申請施設を置く大学の学長は、申請書に次に掲げる書類を添えて、文部科学大臣に申請するものとする。

一 拠点の認定を受ける趣旨及び必要性を説明する書類

二 〃八 [略]

九 関連研究者からの申請施設を共同利用・共同研究拠点又は国際共同利用・共同研究拠点として認定すべき旨の要請を証する書類

十 [略]

2 国際共同利用・共同研究拠点の認定を受けようとする申請施設を置く大学の学長は、前項各号に規定するもののほか、前条第二項第五号及び第十一号に該当することを説明する書類を添えて、文部科学大臣に申請するものとする。

(変更及び廃止等の届出)

第六条 共同利用・共同研究拠点又は国際共同利用・共同研究拠点の認定を受けた研究施設を置く大学の学長（以下「学長」という。）は、次に掲げる場合（共同利用・共同研究拠点又は国際共同利用・共同研究拠点の認定を受けた研究施設の連携施設に関する変更がある場合を含む。）には、あらかじめ、その旨を文部科学大臣に届け出るものとする。

一～四 [略]

(認定の取消し)

第八条 文部科学大臣は、共同利用・共同研究拠点の認定を受けた研究施設を国際共同利用・共同研究拠点として認定するときは共同利用・共同研究拠点の認定を、国際共同利用・共同研究拠点の認定を受けた研究施設を共同利用・共同研究拠点として認定するときは国際共同利用・共同研究拠点の認定を、それぞれ取り消すものとする。

2 文部科学大臣は、共同利用・共同研究拠点又は国際共同利用・共同研究拠点が第三条に規定する基準に適合しなくなつたと認めるとき又は第六条第三号若しくは第四号の届出を受けたときは、認定を取り消すことができる。

九 関連研究者からの申請施設を拠点として認定すべき旨の要請を証する書類

十 [略]

(変更及び廃止等の届出)

第六条 拠点の認定を受けた研究施設を置く大学の学長（以下「学長」という。）は、次に掲げる場合（拠点の認定を受けた研究施設の連携施設に関する変更がある場合を含む。）には、あらかじめ、その旨を文部科学大臣に届け出るものとする。

一～四 [略]

(認定の取消し)

第八条 文部科学大臣は、拠点が第三条に規定する基準に適合しなくなつたと認めるとき又は第六条第三号若しくは第四号の届出を受けたときは、認定を取り消すことができる。

(認定等の公表)

第九条 文部科学大臣は、共同利用・共同研究拠点若しくは国際共同利用・共同研究拠点の認定をし、又はこれらを取り消したときは、インターネットの利用その他適切な方法により、その旨を公表するものとする。

(認定等の公表)

第九条 文部科学大臣は、拠点の認定をし、又はこれを取り消したときは、インターネットの利用その他適切な方法により、その旨を公表するものとする。

【参考】

共同利用・共同研究拠点及び国際共同利用・共同研究拠点の認定等に関する規程

(平成二十年七月三十一日 文部科学省告示第百三十三号)

(平成二十一年八月二十日 一部改正)

(平成二十八年一月十三日 一部改正)

(平成三十年五月一日 一部改正)

(趣旨)

第一条 学校教育法施行規則第百四十三条の三第二項の規定に基づく共同利用・共同研究拠点及び同条第三項の規定に基づく国際共同利用・共同研究拠点の認定その他の共同利用・共同研究拠点及び国際共同利用・共同研究拠点に関する事項については、この規程の定めるところによる。

(定義)

第二条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 申請施設 共同利用・共同研究拠点又は国際共同利用・共同研究拠点の認定を受けようとする研究施設をいう。
- 二 関連研究者 研究施設を置く大学の職員以外の者で、当該研究施設の目的たる研究と同一の分野の研究に従事する者をいう。
- 三 共同利用・共同研究 大学に置かれた研究施設を利用して行われる研究であって、募集により関連研究者が参加して行われるものをいう。
- 四 連携施設 申請施設と連携して共同利用・共同研究を行うことにより、共同利用・共同研究拠点又は国際共同利用・共同研究拠点の運営に必要な協力を行う研究施設（国内に置かれたものに限り、大学に置かれたものを除く。）

(認定の基準)

第三条 共同利用・共同研究拠点又は国際共同利用・共同研究拠点の認定の基準は次のとおりとする。

- 一 申請施設が、大学の学則その他これに準ずるものに記載されていること。
- 二 申請施設が、研究実績、研究水準、研究環境、研究者の在籍状況等に照らし、当該申請施設の目的たる研究の分野における中核的な研究施設であると認められること。
- 三 共同利用・共同研究に必要な施設、設備、資料、データベース等を備えていること。
- 四 共同利用・共同研究の実施に関する重要事項であって、申請施設の長が必要と認めるものについて、当該申請施設の長の諮問に応じる機関として、次に掲げる委員で組織する運営委員会等を置き、この委員の数が運営委員会等の委員の総数の二分の一以下であること。

- イ 当該申請施設を置く大学の職員
 - ロ 関連研究者
 - ハ その他当該申請施設の長が必要と認める者
- 五 共同利用・共同研究の課題等を広く全国の関連研究者から募集し、関連研究者その他の申請施設を置く大学の職員以外の者の委員の数が委員の総数の二分の一以上である組織の議を経て採択を行っていること。
- 六 共同利用・共同研究に参加する関連研究者に対し、申請施設の利用に関する技術的支援、必要な情報の提供その他の支援を行うために必要な体制を整備していること。
- 七 全国の関連研究者に対し、共同利用・共同研究への参加の方法、利用可能な施設、設備、資料、データベース等の状況、申請施設における研究の成果その他の共同利用・共同研究への参加に関する情報の提供を広く行っていること。
- 八 共同利用・共同研究に多数の関連研究者が参加することが見込まれること。
- 九 多数の関連研究者から申請施設を共同利用・共同研究拠点として認定するよう要請があること。
- 2 国際共同利用・共同研究拠点の認定の基準は次のとおりとする。
- 一 申請施設が、大学の学則その他これに準ずるものに記載されていること。
 - 二 申請施設が、研究実績、研究水準、研究環境、研究者の在籍状況等に照らし、当該申請施設の目的たる研究の分野において、国際的に中核的な研究施設であると認められること。
 - 三 共同利用・共同研究に必要な施設、設備、資料、データベース等を備えており、これらが、国際的な水準に照らし、質の高いものと認められること。
 - 四 共同利用・共同研究の実施に関する重要事項であって、申請施設の長が必要と認めるものについて、当該申請施設の長の諮問に応じる機関として、次に掲げる委員で組織する運営委員会等を置き、イの委員の数が運営委員会等の委員の総数の二分の一以下であること。
 - イ 当該申請施設を置く大学の職員
 - ロ 関連研究者
 - ハ その他当該申請施設の長が必要と認める者
- 五 当該申請施設の目的たる研究の分野の国際的な動向を把握し、運営に反映するために必要な体制を整備していること。
- 六 共同利用・共同研究の課題等を広く国内外の関連研究者から募集し、関連研究者その他の申請施設を置く大学の職員以外の者の委員の数が委員の総数の二分の一以上である組織の議を経て採択を行っていること。
- 七 共同利用・共同研究に参加する国内外の関連研究者に対し、申請施設の利用に関する技術的支援、必要な情報の提供その他の支援を行うために必要な体制を整備していること。
- 八 国内外の関連研究者に対し、共同利用・共同研究への参加の方法、利用可能な施設、設備、資料、データベース等の状況、申請施設における研究の成果その他の共同利用・共同研究への参加に関する情報の提供を広く行っていること。
- 九 共同利用・共同研究に国内外から多数の関連研究者が参加することが見込まれる

こと。

十 国内外の多数の関連研究者から申請施設を国際共同利用・共同研究拠点として認定するよう要請があること。

十一 将来の国際的な研究ネットワークの核となる若手研究者の育成に積極的に取り組んでいること。

3 連携施設がある場合は、第一項各号又は前項各号に係る当該連携施設の状況を併せて考慮するものとする。

(認定の申請)

第四条 申請施設を置く大学の学長は、申請書に次に掲げる書類を添えて、文部科学大臣に申請するものとする。

一 共同利用・共同研究拠点又は国際共同利用・共同研究拠点の認定を受ける趣旨及び必要性を説明する書類

二 学則その他これに準ずるもので申請施設の設置を記載しているものの写し

三 申請施設の名称、目的、所在地その他の概要を説明する書類

四 申請施設の施設、設備及び資料等の状況を説明する書類

五 運営委員会等の規則の写し及び名簿

六 共同利用・共同研究の募集及び採択の方法を説明する書類

七 共同利用・共同研究に参加する関連研究者への支援の体制を説明する書類

八 関連研究者に対する情報提供の内容及び方法を説明する書類

九 関連研究者からの申請施設を共同利用・共同研究拠点又は国際共同利用・共同研究拠点として認定すべき旨の要請を証する書類

十 その他前条に規定する基準に適合することを説明する書類

2 国際共同利用・共同研究拠点の認定を受けようとする申請施設を置く大学の学長は、前項各号に規定するもののほか、前条第二項第五号及び第十一号に該当することを説明する書類を添えて、文部科学大臣に申請するものとする。

(認定の手続)

第五条 文部科学大臣は、前条の申請があった場合には、当該申請に係る認定をどうかを決定し、当該申請をした大学の学長に対し、速やかにその結果を通知するものとする。

2 文部科学大臣は、前項の認定を行う場合において、その有効期間を定めるものとする。

(変更及び廃止等の届出)

第六条 共同利用・共同研究拠点又は国際共同利用・共同研究拠点の認定を受けた研究施設を置く大学の学長（以下「学長」という。）は、次に掲げる場合（共同利用・共同研究拠点又は国際共同利用・共同研究拠点の認定を受けた研究施設の連携施設に関する変更がある場合を含む。）には、あらかじめ、その旨を文部科学大臣に届け出るものとする。

一 当該研究施設の名称、目的又は所在地を変更しようとするとき。

- 二 運営委員会等の規則を変更しようとするとき。
- 三 当該研究施設を廃止しようとするとき。
- 四 当該研究施設を共同利用・共同研究の用に供することをやめようとするとき。

(文部科学大臣への報告等)

第七条 学長は、毎年度、当該年度における共同利用・共同研究の実施計画を定め、当該年度の開始前に、文部科学大臣に提出するものとする。

- 2 学長は、毎年度終了後三月以内に、当該年度における共同利用・共同研究の実施状況を取りまとめ、文部科学大臣に提出するものとする。

(認定の取消し)

第八条 文部科学大臣は、共同利用・共同研究拠点の認定を受けた研究施設を国際共同利用・共同研究拠点として認定するときは共同利用・共同研究拠点の認定を、国際共同利用・共同研究拠点の認定を受けた研究施設を共同利用・共同研究拠点として認定するときは国際共同利用・共同研究拠点の認定を、それぞれ取り消すものとする。

- 2 文部科学大臣は、共同利用・共同研究拠点又は国際共同利用・共同研究拠点が第三条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき又は第六条第三号若しくは第四号の届出を受けたときは、認定を取り消すことができる。

(認定等の公表)

第九条 文部科学大臣は、共同利用・共同研究拠点若しくは国際共同利用・共同研究拠点の認定をし、若しくはこれらを取り消し、又は第六条第三号の届出を受けたときは、インターネットの利用その他適切な方法により、その旨を公表するものとする。

附 則

この告示は、学校教育法施行規則の一部を改正する省令（平成二十年文部科学省令第二十二号）の施行の日から実施する。

附 則（平成二十一年八月二十日文部科学省告示第百五十五号）

(施行期日)

- 1 この告示は、平成二十一年九月一日から実施する。

附 則（平成二十八年一月十三日文部科学省告示第一号）

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- 2 この告示による改正後の共同利用・共同研究拠点の認定等に関する規程第三条第一項第四号イ及び第五号中「申請施設を置く大学」とあるのは、平成二十八年三月三十一日までの間においては「申請施設」とする。

附 則（平成三十年五月一日文部科学省告示第七十号）

この告示は、学校教育法施行規則の一部を改正する省令（平成三十年文部科学省令第十八号）の施行の日から施行する。

学術研究の大型プロジェクトに関する作業部会 今後のスケジュール (予定)

	会議等	①年次計画の変更	②進捗評価	③ロードマップ
5月	5/18 作業部会 (本日)	・年次計画変更の審議の進め方について審議・決定	・進捗評価の対象、方法について審議・決定	・次期ロードマップ策定方針について審議 ①
		5月下旬 ・年次計画変更の審議の進め方について実施機関に連絡 5月末 ・実施機関からの年次計画変更の申出	5月下旬～6月中旬 ・評価に係る日程等調整、実施機関への資料等作成依頼	
6月		6月上旬 ・委員に変更内容の確認依頼(メール送付) ・必要に応じて実施機関にヒアリング依頼		
	6月中旬 作業部会 1～2回程度	・年次計画変更について審議(必要に応じてヒアリングを実施)	・現地調査、スケジュール等について確認	・次期ロードマップ策定方針について審議 ②
	6月下旬～7月中旬 作業部会 2～3回程度		6月中旬 ・実施機関からの資料等提出 ・現地調査、書面審議、ヒアリング審議 ・評価報告書の準備	・日本学術会議との合同会議開催の調整
7月	7月末 作業部会	・進捗評価を踏まえた年次計画変更について審議 ・年次計画変更について決定	・評価報告書の審議・取りまとめ	・次期ロードマップ策定方針について審議 ③
8月	8月末 概算要求			

事務連絡
平成30年4月23日

(送付先) 殿

科学技術・学術審議会 学術分科会 研究環境基盤部会
学術研究の大型プロジェクトに関する作業部会
主査 小林 良 彰

「大規模学術フロンティア促進事業」の進捗管理の徹底について

「大規模学術フロンティア促進事業」(以下「フロンティア促進事業」という。)の進捗管理については、2017年3月、本作業部会として別添「学術研究の大型プロジェクトの推進方策の改善の方向性」(以下「改善の方向性」という。)を取りまとめ、支援期間の明確化や評価体制の強化による進捗管理の徹底を図ってきたところです。

しかしながら、本年度の文部科学省予算が対前年度より削減となるなど、一層、厳しい財政環境に直面しており、本作業部会においては、フロンティア促進事業の具体的な進捗管理の進め方について、再度検討しました。

その結果、全てのフロンティア促進事業について、①年次計画に対する実施機関側の費用推計額が財政環境を適切に反映するよう年次計画の適正化を進めさせていただくことになりましたこと、御理解いただければ幸いです。また、現行のフロンティア促進事業の年次計画のうち、②実施機関側の予期しない事由の発生のため年次計画に遅延が生じているもの、並びに、③「改善の方向性」の考え方が年次計画に適切に反映されていないものについても、年次計画の適正化を進めさせていただくことになりました。

今後の具体的な進め方としては、

- ・ 実施機関側から、財政環境や予期せざる事由の発生等を理由として年次計画の変更の申出をいただき、作業部会において審議
- ・ 作業部会において、進捗評価等を踏まえ、実施機関側から意見を伺いつつ年次計画を変更

という二つの方法により、年次計画の変更を進めて参りますので、貴法人が実施機関とされているプロジェクト(「プロジェクト名」)について、下記のとおり御対応くださいますようお願いいたします。

なお、当該プロジェクトの終期後の後継計画を御検討いただく場合も、現行計画の進捗管理が重要となりますので、御了承いただければ幸いです。

記

- (1) 貴法人のプロジェクトを含むすべてのフロンティア促進事業が①に該当するため、貴法人においても、年次計画の変更について御検討いただき、その申出に基づき作業部会において審議させていただく。
さらに、今後の進捗評価において、こうした検討が適切に行われていたかを評価結果に反映させ、作業部会において年次計画を見直すことになる。
- (2) 期末評価を年次計画終了後に実施すること、及び従前の進捗評価と中間評価を進捗評価に統合することに対応していない計画については、③に該当するものとして、作業部会において所要の変更を行うことになる。

(案)

{	明 朝 体： これまでに検討したこと
	ゴシック体： 今回新たに検討すること

学術研究の大型プロジェクトの推進に関する基本構想 「ロードマップ」策定の今後の進め方について

1. 「マスタープラン」との関係

- (1) 「学術研究の大型プロジェクトの推進に関する基本構想」（以下「ロードマップ」という。）の策定に当たっては、日本学術会議の「学術の大型研究計画に関するマスタープラン」（以下「マスタープラン」という。）との目的・役割等の違いを前提としつつ、広範な研究分野コミュニティの意向を踏まえる観点から、あくまでも参考資料として活用する。
- (2) (1) の観点から、本作業部会が「ロードマップ」の検討を進める際には、日本学術会議の動向を十分に把握しつつ、適宜、同会議との意見交換等の機会を設ける。

2. 内容上の改善

- (1) ロードマップは、文部科学省が大型プロジェクトを推進するに当たり、広範な研究分野コミュニティの意向を踏まえながら、透明性や公平性・公正性を確保しつつ、各計画の優先度を明らかにするために策定する。
- (2) (1) の観点から、ロードマップの策定に当たっては、行財政上の条件を踏まえ、①既に支援を受けて実施している計画「先行計画」や、②既にロードマップに掲載されているが実施に至っていない計画「未実現計画」、さらに③新たに提案された計画「新規提案計画」間の優先度についての比較や検討を国の担当部局とも調整の上で十分に行う。

3. 策定の時期

(1) 2.を踏まえ、中長期的な観点から大型計画全体のマネジメントを適切に実施するため、今後のロードマップの策定においては、

i. ロードマップは6年ごとに「策定」することとし、3年目に「改訂」を行う。

(更なる検討事項)

○ 次期ロードマップの策定期間については、国立大学法人運営費交付金等によって推進する大規模学術フロンティア促進事業（以下「フロンティア事業」という。）の性格にも鑑み、中期目標・中期計画の開始時期を見据えた適切なものとしてはどうか。

ii. 6年ごとの「策定」においては、新たに提案された計画③「新規提案計画」の取扱いについて、フロンティア事業により支援を受けている①「先行計画」の終期到来後の①'「後継計画」の事前評価、支援規模等を踏まえ明らかにする。

iii. 3年目の「改訂」においては、

- ・ 既にロードマップに掲載されているが、実現していない計画②「未実現計画」
- ・ 新たに提案された計画③「新規提案計画」

の取扱いについて、フロンティア事業により支援を受けている①「先行計画」の終期到来後の①'「後継計画」の事前評価等を踏まえて明らかにする。

(ii. 及び iii. に関する更なる検討事項)

○ 「策定」において掲載された計画の有効期間（高い優先度が認められる期間）は6年、「改訂」においては3年としてはどうか。

○ 「改訂」に当たり、各実施主体によるロードマップの指摘事項への対応状況を確認し、不十分と評価された場合にはロードマップから削除してはどうか。

○ ①'「後継計画」、②「未実現計画」、③「新規提案計画」へのフロンティア事業による支援期間は、本事業の性格にも鑑み、原則として中期

目標・中期計画の期間（6年間）と整合させることとしてはどうか。

- ただし、例外として、大型施設計画については、施設整備に要する年数、及び施設整備後の運用年数も勘案し、科学成果の評価のための施設整備後数年以内の初期運用期間を加えることも可能としてはどうか。

iv. ii. 及びiii. の①' 「後継計画」については、単なる現行計画の延長ではなく、継続して発展的に行うものに限定して対象とする。

(更なる検討事項)

- ①' 「後継計画」はマスタープランを参考資料として活用してはどうか。

- ①' 「後継計画」はロードマップにおいて③「新規提案計画」と同一の**手続、要件等**に基づき、評価するかどうか。

(①' 「後継計画」に特有の要件等を付加する場合の例)

- ・ 所要経費の上限
- ・ 計画期間の上限 等

v. 次期ロードマップの策定においても、日本学術会議が策定する最新のマスタープランを参考資料として活用する。

(2) 日本学術会議 科学者委員会 研究計画・研究資金検討分科会において、「第24期学術の大型研究計画に関するマスタープラン」(「マスタープラン2020」)の2019年2月頃の公募に向けて、策定方針、公募要項等の検討を進めている動きに留意しつつ、ロードマップの策定の具体的な内容・手続き等について検討する。

(検討事項)

- 日本学術会議の分科会と本作業部会の合同会議を開催し、それぞれの状況をそれぞれの検討に活用してはどうか。